



協働による「まちの課題解決」に取り組みませんか？ 瀬戸のまちを元気にする活動を 応援します！

市民のみなさんが「協働」により取り組む、瀬戸市における社会課題の解決を目指す公益活動を支援するために、補助金を交付します。瀬戸をより暮らしやすいまちにするための自由で自発的なアイデアをお待ちしています！

「はじめの一步活動」部門	
概 要	新たな団体として、まちの課題解決のための活動を開始する市民活動団体を支援します。 ※ 「1回目の申請時に活動開始後3年以内の団体」が対象です。
テ ー マ	自由なテーマで申請してください。 ※ 第6次瀬戸市総合計画との関連性を意識してください。
補助金額	上限8万円（交付率10／10） ※ 補助金額の上限は変更となる場合があります。
補 助 団 体 数	6団体まで
申請回数 の 上 限	1団体連続2年間まで申請可 ※ 毎年度、申請が必要です。

「テーマ型協働活動」部門		
概 要	市が提案した社会課題のテーマに対し、自由なアイデアで市との協働による課題解決に取り組む市民活動団体を支援します。	
テ ー マ	令和7年度 テーマ名	協働相手となる担当課
	A「災害に備えるデジタルディバイド対策」	情報政策課
	B「ツクリテによるまちの賑わい創出」	ものづくり商業振興課
	C「外国人住民もまちづくりの担い手となる多文化共生のまちづくり」	まちづくり協働課
	A～Cのいずれかのテーマを選択し、自由なアイデア・手法をご提案ください。 担当課と協働で、課題解決に取り組んでいただきます。 ※ テーマの詳細は、別紙「令和7年度社会課題テーマ概要」をご確認ください。	
補助金額	上限50万円（交付率10／10） ※ 補助金額の上限は変更となる場合があります。	
補 助 団 体 数	1テーマ当り2団体まで	

※ この事業は、瀬戸市議会令和7年3月定例会において、令和7年度当初予算が議決されることが前提であり、議決されなかった場合は施行を中止します。

また、補助金の上限金額については、変更となる場合があります。

■ 交付を受けられる団体の要件について

営利を目的とするものでなく、次のすべての要件に該当する特定非営利活動法人又は法人格のない任意団体であること。

- (1) 定款、規約、会則等を有していること。
- (2) 5人以上で構成され、1人以上が市内在住であること。
- (3) 団体の活動範囲に瀬戸市が含まれること。
- (4) 暴力団又はそれに類する団体でないこと。

■ 交付対象となる事業について

- (1) 以下の分野のいずれかに該当する事業であること。

1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	11 国際協力の活動
2 社会教育の推進を図る活動	12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
3 まちづくりの推進を図る活動	13 子どもの健全育成を図る活動
4 観光の振興を図る活動	14 情報化社会の発展を図る活動
5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	15 科学技術の振興を図る活動
6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	16 経済活動の活性化を図る活動
7 環境の保全を図る活動	17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
8 災害救援活動	18 消費者の保護を図る活動
9 地域安全活動	19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	20 前各号に掲げるもののほか、市長が認める活動

- (2) 瀬戸市における社会課題の解決を図るための事業であること。
- (3) 効果が広く市内に及ぶ事業であること。
- (4) 不特定多数の市民の利益の増進に寄与する非営利の事業であること。
- (5) 交付決定の日から翌年2月末日までの期間に実施する事業であること。
- (6) 国・県・市及び公益法人から他の補助金が交付されていない事業であること。ただし申請事業と他の補助金とが会計上、明確に区分できる場合は除きます。
- (7) 申請できる事業は1団体につき1事業に限ります。

■ 対象とならない事業

- ・ 特定の地域内（特定の町内や学校区だけを対象とする）の住民の親睦や交流を目的とするイベントや日ごろの活動の発表会など
- ・ 営利を目的としたもの
- ・ 特定の思想、政治又は宗教的な内容を含むもの
- ・ 従来から実施している活動
- ・ 補助金が団体そのものの運営経費に充てられ、事業性がないもの
- ・ 特定の個人や団体、又は構成員のみが利益を受ける事業

■ 対象とならない経費等

- 次に挙げる経費は交付対象外とします。

交付対象外経費	例
団体の事務所等を維持するための経費	団体の事務所の家賃や光熱費
団体の経常的な活動に要する経費	加入団体への会費や総会経費
団体の構成員による会合の飲食費	会議の茶菓子・昼食代
団体の構成員に対する人件費、謝礼 ※ ただし、専門知識を有する構成員が、当該専門知識を必要とする活動を実施する場合は、その構成員に対する人件費、謝礼は対象経費となります。	事務員の人件費、謝礼
領収書の領収者が団体構成員となっている経費	構成員の立替払、私物の使用料
領収書の日付が交付決定日より前の経費	—
必要以上の消耗品や備品の購入費	—
団体ユニフォーム	—
その他当該事業の実施にかかる直接経費と認められない経費	—

- 対象となる経費から差し引くもの
 - ・ 入場料など参加者から得られる収入
 - ・ 事業に伴う売上などの収入
 - ・ この補助金以外で、申請事業に交付される国・県・市・公益法人からの補助金
- 本事業は事業費に対する補助制度であることから、備品費の計上は、備品購入が事業に必要な不可欠なものと判断される場合のみ認めます。
備品費の計上は1品目の上限と備品費の総額について、以下のすべてを満たすこととします。
 - ・ 1品目3万円までとします。（3万円を超える分は補助対象外経費です。）ただし、補助金額が6万円未満である交付対象事業の備品費については、1品目につき「補助金額の1/2」を上限とします。
 - ・ 備品費総額は「交付対象経費の1/5」又は「補助金額の1/2」のうち低い金額を上限とします。ただし、交付対象経費が15万円未満の事業については、3万円又は「補助金額の1/2」のうち低い金額を上限とします。

■ 申請のスケジュール・提出書類

「はじめの一步活動」部門	
〆切	提出物
2/28(金)正午	☐ 交付申請書（様式第1-1号） ☐ 同意書（様式第1-2号） ☐ 事業計画書（様式第1-1号・別紙） ☐ 施策の体系 （以下、任意様式） ☐ 会員名簿 ☐ 団体の活動概要及び活動年表のわかる資料 ☐ 団体の組織運営に関する定款、規約、会則等 ☐ 直近年度の事業報告書 ☐ 直近年度の収支決算書

「テーマ型協働活動」部門	
〆切	提出物
1/24(金)正午	☐ エントリーシート ※ エントリーシートの提出次第、行政（協働相手の課）との打合せを行います。
行政（協働相手の課）との 打合せ後 ~ 2/28(金)正午	☐ 交付申請書（様式第1-1号） ☐ 同意書（様式第1-2号） ☐ 事業計画書（様式第1-1号・別紙） （以下、任意様式） ☐ 会員名簿 ☐ 団体の活動概要及び活動年表のわかる資料 ☐ 団体の組織運営に関する定款、規約、会則等 ☐ 直近年度の事業報告書 ☐ 直近年度の収支決算書

指定の様式に必要な事項を記入し、関係書類を添付して、パルティセと3階のまちづくり協働課又は瀬戸まちな活動センターまで、1部ご持参ください。

なお、提出のあった書類は返却いたしません。申請書類は、審査会の会場での閲覧資料としますので、予めご承知おきください。

■ 受付時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（日曜を除く）

※ 土曜は瀬戸まちの活動センターで、相談、受付をいたします。

■ 提出様式の配布場所

市役所 3 支所及び瀬戸まちの活動センター、まちづくり協働課、瀬戸市ホームページからもダウンロードできます。（<http://www.city.seto.aichi.jp/>）

■ 交付決定方法

有識者等により構成された審査員の審査により交付決定します。審査は次の方法で行います。

- ・ 書類審査（申請の際に提出いただく書類等の審査）
- ・ 審査会での公開プレゼンテーションと質疑応答

■ 審査会の日時

令和 7 年 4 月 12 日（土）午前 10 時～午後 4 時（予定）

（開始・終了時間は申請団体数により変更する場合があります。）

■ 審査会の実施方法

- (1) 所定の時間内に発表（プレゼンテーション）を行っていただきます。手法等は問いませんので、時間内で工夫して活動内容を発表してください。また、パソコンとプロジェクターを用意いたしますので、使用を希望する場合は事前に事務局と打合せをお願いします。
- (2) 審査会の前までに、書類の内容に関し、審査員からの質問票をお送りする場合があります。
- (3) 発表のあと 1 団体ずつ審査員から質問しますので、質問には簡潔にご回答ください。
※ 公開プレゼンテーションに出席されない場合、申請を取り下げたものとみなします。
- (4) 審査基準及び審査結果決定方法については、別紙「令和 7 年度 瀬戸まちの課題解決応援補助金 審査方法について」をご覧ください。

■ 中間報告

事業の進捗状況報告のため、令和 7 年 9 月 1 日（月）から 9 月 3 0 日（火）までの期間に、中間報告書及び進捗状況報告書（様式第 8 号）をご提出ください。

■ 実績報告

事業完了（支払や反省会等の事業に係る全てが終了した）後 3 0 日以内又は翌年 2 月末日のいずれか早い日までに、実績報告書及び事業実績調書（様式第 9 号）をご提出ください。詳細は決定通知後、改めてお知らせします。また、事業成果を市民の方に広く紹介していただくため、令和 8 年 2 月中に活動成果報告会を行いますので、必ずご参加ください。

■ 問い合わせ先

瀬戸市 市長直轄組織 まちづくり協働課 協働第 3 係
〒489-0044 瀬戸市栄町 4 5 番地 パルティセと 3 階
電話：97-1336 FAX：97-1332

ご申請をお待ちしています！